

## 大網白里市ふるさと納税地場産品開発等 支援事業補助金の申請を受け付けます

市では、ふるさと納税を活用した地域資源のPRおよび地域の活性化等を図るため、事業者が実施する地場産品の開発または改良に要する費用の一部を補助します。



積極的に活用ください。  
▼受付期間 5月2日(月)9時

令和5年1月31日(火)17時  
※予算の範囲内での交付となるため、申請状況により受付が終了となる場合があります。  
▼補助対象事業 地場産品を新たに開発または改良された地場産品を本市のふるさと納税の返礼品として登録することにより、本市の魅力発信につながる。市長が認める事業  
▼補助対象者 市内に事業所を有する方のうち、次のいずれにも該当するもの

- ① 本事業を活用して開発または改良された地場産品を返礼品として登録すること
  - ② 市税の滞納が無いこと
  - ③ 大網白里市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等でないこと
- ▼補助金額・補助対象経費 補助対象経費の4分の3(上限75万円)
- ① 機器等の購入に要する経費
  - ② パッケージ開発等に要する経費
  - ③ 検査、分析等に要する経費
- 必要書類など詳細は、市ホームページをご覧ください。  
▼企画画策課政策推進班  
☎0475(70)0315

## 6月1日受付スタート！ 新婚さんの新生活を応援します

市では、夫婦ともに39歳以下の新婚世帯へ新居の住居費・引越費用などの補助を開始します。



▼対象 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、本市の住民基本台帳に記載されており、次の補助要件を満たしている世帯

- ▼補助要件
- ・婚姻日時時点で夫婦ともに39歳以下
- ・市税の滞納が無いこと
- ・2年以上の居住の意志
- ▼補助対象経費 婚姻を機に支出した転入または転居に係る住宅の取得・賃貸・引越費用(令和4年4月1日から令和5年3月31日)の期間に生じた費用に限り(上限30万円)

▼受付期間 6月1日(水)〜令和5年3月31日(金)  
※必要な書類など詳細は、市ホームページをご覧ください。  
▼企画画策課政策推進班  
☎0475(70)0315

## 生ごみしたい肥化装置の設置補助金を交付しています

家庭で出る生ごみの減量や再資源化に有効な、生ごみたい肥化装置などの購入を補助しています。

- ▼対象
- ・コンポスト容器、発酵たい肥(E.M)容器 1世帯当たり各2基まで補助
- ・機械式処理機、家庭用小型せん定枝破砕機 1世帯当たり各1基まで補助

※補助金申請後10年が経過、または故障などで新たに購入した場合、再度補助

対象となります。  
▼補助金額 購入費の半額(最大2万円)  
▼申請方法 領収書(機種、基数、金額、宛名のある購入後1年以内のもの)、印かん、振込先の分かるもの(預金通帳等)を持参  
▼詳細は問い合わせください。  
▼企画画策課政策推進班  
☎0475(70)0386

## 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の受付を開始します

地球温暖化対策や電力強化を図る住宅用設備等を導入した方に、設置費用の一部を補助します(旧「住宅用省エネルギー」設備等設置費補助金)。

▼受付期間 5月2日(月)〜令和5年2月28日(火)  
※予算額に達し次第締め切り。

- ▼対象
- ・家庭用燃料電池システム(エネファーム)(停電時自立運転機能の有無により上限10万円もしくは5万円)
- ・定置用リチウムイオン蓄電システム(上限7万円)
- ・窓の断熱改修(上限8万円)
- ・太陽熱利用システム(上限5万円)
- ・電気自動車(V2Hの併設の有無により上限15万円もしくは10万円)
- ・V2H充放電設備(上限25万円)

- ▼主な要件等
- ① 補助対象設備を導入した住宅に自ら居住し、本市の住民基本台帳に記録されている方であること
- ② 世帯全員が市税を滞納していないこと
- ③ 補助対象設備の設置工事等補助事業に着手する日が、4月1日以降であること
- ※そのほかの要件も必ず申請前にご確認ください。
- ▼令和4年度の主な変更点
- ・太陽熱利用システム、電気自動車、V2H充放電設備への補助を開始します。
- ・住宅用太陽光発電設備への補助は令和3年度で終了しました。

## 地域包括支援センターだより

～市役所で配布しているパンフレットについて～

高齢者支援課では、高齢者の方の生活に必要な情報を各パンフレットにまとめ、配布しています。今回は各パンフレットにまとめてある内容を案内します。

- ◆ **健やかな高齢期を過ごすフレイル予防のための15の質問**  
生活する上で大きな不自由は無いものの、心身が弱っていて介護が必要になる危険性が高い状態である「フレイル」。自身の状況を質問に答えて確認し、どのような予防をしていけば良いか記載しています。  
自身や家族にとって必要な情報が分からない場合は、相談ください。適切なパンフレットを用いて情報提供を行います。  
地域包括支援センターでは、高齢者の相談窓口として、成年後見制度の説明や各種相談を受け付けています。自宅等に訪問することもできますので、お気軽にご相談ください。  
▼企画画策課政策推進班  
☎0475(70)0439
- ◆ **高齢者福祉のしおり**  
高齢者とその家族などへの高齢者福祉に関する制度、各窓口について記載しています。
- ◆ **介護と医療連携マップ**  
市内にある医療機関や介護保険施設を記載しています。
- ◆ **こすもす手帳**  
市内の民間事業者やボランティア団体などが行っている日常生活に役立つ便利なサービスを記載しています。
- ◆ **知ってあしん認知症ガイドブック(認知症ケアパス)**  
認知症の方とその家族の不安を少しでも軽減できるように認知症の進行状況に応じて、どのようなサービスや支援を利用できるのかを記載しています。

## 自宅の耐震診断・耐震改修を行いますか

木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う方に、費用の一部を補助します。

- 工されたもの
- ③ 二戸建ての住宅(居住部分が1/2以上の併用住宅を含む)
- ④ 在来軸組工法により建築された、地上2階建以下のもの

- ◆ **耐震診断・改修共通**
- ▼補助対象木造住宅 以下のすべてに該当する木造住宅
- ① 市内に所在していること
- ② 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

- ◆ **補助金額の概要**
- ▼耐震診断 耐震診断費用の2/3に相当する額(8万円を限度)
- ▼耐震改修 耐震改修(工事・設計・監理)費用の一定割合



## 市ホームページにバナー広告を掲載しませんか

市公式ホームページではトップページにバナー広告を掲載しています。バナー広告をクリックすると広告主のホームページが開きます。ぜひご利用ください。

- ▶掲載料金
- ・市内に事業所等がある方=月額6千円
- ・市外に事業所等がある方=月額1万円
- ▶掲載場所=トップページ下部
- ▶サイズ=縦60ピクセル×横190ピクセル
- ※画像は広告主で作成してください。

申込方法等、詳細は市ホームページをご覧ください。  
▼企画画策課政策推進班  
☎0475(70)0307

